

空き家の悩みを専門家に相談

日曜空き家無料相談会を開催します

市は、空き家・空き地などに関する取り組みを総合的、計画的に進めています。空き家などを所有・管理する皆さんに向け、相談会を開催します。

詳しくは、**市民協働推進課**(☎22401)へ。



空き家の悩み事(売買、賃貸借、相続、解体・改築、管理など)の相談に専門家が応じます。

とき 10月26日(日)午前9時～午後0時15分(1組30分まで)

ところ 市役所本庁舎市民ホール ※オンラインの相談も可能です

相談団体 司法書士、行政書士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、シルバー人材センター

対象 市内にある空き家の所有者・管理者

定員 各団体6組まで(事前予約制・先着順)

申込方法 申込書(市民協働推進課または市ホームページ(ID:12374)にあります)に必要事項を記入し、郵送(〒377-8501・石原80)、ファクス(☎46541)または直接市民協働推進課へ

申込期間 8月6日(水)～9月30日(火)

定期の無料相談も行っています

宅地建物取引士による無料の空き家相談を毎月開催しています。日程を広報しぶかわのカレンダーで、毎月号お知らせしています。



とき 毎月第2木曜日午後1時30分～4時15分
※1組30分まで

ところ 市役所本庁舎

定員 5組(事前予約制・先着順)

申込方法 開催日の2日前までに電話または直接市民協働推進課へ
ホームページID 3366



▲市ホームページはこちら

空き家・空き地の適正な管理をお願いします



HPID 9488

老朽化した危険な空き家や、管理されていない空き地などが社会問題となっており、市内でも1,300件弱の空き家などが認知されています。適正な管理が行われていない空き家も増加傾向にあります。地域の生活環境に影響を及ぼさないよう、十分注意しましょう。

夏は、草木が生い茂り、夕立ちや台風により激しい

風雨に見舞われる季節です。空き家の場合、破損した樋や部材などが強風で飛散したり、管理されていない樹木や雑草が繁茂し、隣地や道路にはみ出すことで、安全な環境が保たれない状況になります。

空き家や空き地は、定期的に点検し、手入れをしましょう。



☐ **通気・換気**: 月に1回程度戸や窓を開け、空気の入れ替えをしている

☐ **通水(給水・排水)**: 月に1回程度、全ての蛇口、トイレの水を流している

☐ **電気・ガス**: ブレーカーやガスの元栓を確認、または電気・ガスを止めている

☐ **内観**: 定期的に雨漏りしていないか確認している

☐ **外観**: 定期的に外壁塗装の損傷や木部・鉄部の腐食などがいないか確認している

☐ **郵便物**: ポスト内の整理や指定先への転送手続きをしている

☐ **庭木・雑草**: 定期的に^{せんでい}剪定・除草し、草木を放置せず片付けている

☐ **荒天災害後の巡回**: 地震や台風などの後に、被害状況の確認を行っている

☐ **地域との連絡**: 地域の人から所有者に連絡がとれる状況を整えている